

# 10月1日 国勢調査

全国一斉に行われます

## ●すべての人・世帯が対象

国勢調査は、統計法に基づき、日本に住んでいるすべての人・世帯を対象として実施する統計調査です。

## ●調査票は、9月下旬から配布

9月下旬から、皆さんの家庭に調査票と提出用封筒を配布します。配布をするのは、総務大臣が任命し、守秘義務が課せられた国勢調査員です。

## ●個人情報保護されます

国勢調査員は、調査票の入った封筒を開封せず、封をしたまま市役所に提出しますので、個人情報は厳格に保護されます。また、調査票に記入された内容は、統計の目的以外に使用することはありません。

## ●郵送での提出を推奨します

記入した調査票は、封をして調査員に渡すか、または市役所に郵送する方法のいずれかによって提出できます。

## ●私たちの暮らしに活用

調査の結果は、児童福祉、高齢者の介護・医療、若者の雇用対策など、私たちの暮らしのさまざまな分野で、役立てられる大切なデータとなります。

## 今回の国勢調査は、ここが新しい！

**New!**

- 個人情報を保護するため、必ず封をして提出することになります！
- 忙しい方も回答しやすいよう、郵送での提出もできます！
- 記入方法について分からない点は、コールセンターに相談することができます！

## 国勢調査に関する

### 疑問？に答えます

Q1 国勢調査の対象となる人は？

A1 10月1日現在、日本国内に住ん

でいるすべての人が対象となります。

生まれたばかりの赤ちゃんはもちろん、国籍にかかわらず、3カ月以上、日本に住んでいる（住むことになっている）方が調査の対象です。

Q2 国勢調査に報告義務がある訳は？

A2 国勢調査の結果は、国や都道府県・市町村の各種施策や、民間での研究開発など、社会経済の発展を支える基礎として利用されていることから、調査には非常に高い信頼性が求められます。そのため、皆さんの国勢調査への協力は不可欠であり、回答を義務としている訳です。

Q3 国勢調査の内容は？

A3 男女の別、出生の年月、就業状態、従業地または通学地、世帯員の数、住居の種類など、計20項目を調査します。氏名も記入しますが、これは調査もれや重複を防ぎ、記入内容の確認のために必要とするもので、データとして保存することはありません。

Q4 国勢調査はどう使われるの？

A4 例えば調査結果として導かれる「法定人口」を例とすると、衆議院選挙区（小選挙区）の画定や地方交付税額の算定、都市計画区域の指定などに

利用されています。

Q5 調査結果の公表は？

A5 平成23年2月に「人口速報集計」、平成23年6月に「抽出速報集計」、平成23年10月に「人口等基本集計」と、その後においても、順次公表が予定されています。

## 質問・相談は

### コールセンターへ

国勢調査コールセンター

☎0570・012010（ナビダイヤル）

設置期間

9月11日（土）～10月31日（日）

受付時間

午前8時～午後9時（土日祝利用可）

県国勢調査コールセンター

☎050・3786・1013

設置期間

9月18日（土）～10月24日（日）

受付時間

午前8時30分～午後8時（土日祝は午後5時15分まで）

県庶務課 ☎982・9472

☎981・5392